

条 例 制 定 改 廃 調 書  
条例改正に伴う新旧対照表

令和6年

奈良市議会6月定例会

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市税条例の一部を改正する条例（市長専決処分）		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）</li> <li>・ 市（町・村）税条例（例）等の一部改正について（令和6年4月1日付総税市第34号総務省自治税務局長通知）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1. 個人市民税に係る事項</p> <p>定額減税の実施（附則第7条の5、第7条の6、第7条の7、第7条の8、第8条、第23条の2、第24条、第25条、第28条、第28条の2、第28条の3、第28条の3の2、第28条の3の3関係）</p> <p>賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき、令和6年度分の個人住民税1万円の減税措置を講ずる。</p> <p>2. 固定資産税・都市計画税に係る事項</p> <p>土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置の継続（附則第11条、第12条、第13条、第15条、第29条、第30条、第32条）</p> <p>宅地等及び農地について、令和6年度から令和8年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。</p> <p>3. その他、法律改正に伴う引用条項の変更等所要の規定の整理を行う。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</li> </ul>		
5 施行期日	令和6年4月1日	所管部課	総務部 市民税課、資産税課

## 奈良市税条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則 （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第7条の4 略</p>	<p>附 則 （寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第7条の4 略 （令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除） 第7条の5 <u>令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第22条、第24条から第25条の2まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u> 2 <u>前項の規定の適用がある場合における第24条の2第2項、第44条の5第1項及び前条の規定の適用については、第24条の2第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第44条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。</u> （令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例） 第7条の6 <u>令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第34条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。</u> （1） <u>特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出され</u></p>

現行	改正案
	<p>る普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額(法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第33条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。</p> <p>(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第33条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、同項に規定する第3期の納期(以下この項におい</p>

現行	改正案
	<p>て「第3期納期」という。)及び同項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)においてはその者の分割金額とする。</p> <p>(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。</p> <p>(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。</p> <p>2 令和6年度分の個人の市民税(第1期納期から第44条第1項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)</p> <p>第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第44条の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき</p>

現行	改正案
	<p><u>公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第44条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第44条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額か</u></p>

現行	改正案
	<p>らその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p> <p>(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p> <p>(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間において</p>

現行	改正案
	<p>はその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p> <p>(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p> <p>(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第44条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるの</p>

現行	改正案
	<p>は、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。</p> <p>3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第44条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p> <p>(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相</p>

現行	改正案
<p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係</p>	<p><u>当する税額とする。</u></p> <p>(3) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第44条の5第2項の規定により読み替えられた第44条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。</u></p> <p>4 <u>前項の規定の適用がある場合における第44条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。</u></p> <p>5 <u>令和6年度分の個人の市民税につき第44条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。</u>  <u>(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)</u></p> <p>第7条の8 <u>令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第22条及び第24条から第25条の2まで並びに附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第28条第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係</p>

現行	改正案
<p>る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第19条から第22条まで、第24条から第25条まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p>	<p>る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第19条から第22条まで、第24条から第25条まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p>
<p>3 前項の規定の適用がある場合における第25条の2第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第8条第2項」とする</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p>	<p>3 前項の規定の適用がある場合における第25条の2第1項、附則第7条の5第1項及び前条の規定の適用については、第25条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条第2項」と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p>
<p>第10条の2 略 2～5 略</p>	<p>第10条の2 略 2～5 略</p>
<p>6 法附則第15条第32項に規定する固定資産税に係る市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p>	
<p>7 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>	<p>6 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p>
<p>8 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p>	<p>7 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p>
<p>9・10 略 （土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）</p>	<p>8・9 略 （土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）</p>
<p>第11条 次条から附則第18条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 （1）～（7） 略 （8） 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第5項</p>	<p>第11条 次条から附則第18条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 （1）～（7） 略 （8） 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第4項</p>

現行	改正案
<p>(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)</p> <p>第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すと認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第67条の規定にかかわらず、<u>令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)</u>で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地</u>であつて、<u>令和5年度分の固定資産税</u>について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第67条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>(宅地等に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>)</p>	<p>(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)</p> <p>第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すと認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第67条の規定にかかわらず、<u>令和7年度分又は令和8年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)</u>で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地</u>であつて、<u>令和8年度分の固定資産税</u>について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第67条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>(宅地等に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例</u>)</p>
<p>第12条 宅地等に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税</u>の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る<u>令和4年度分の固定資産税</u>にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の<u>固定資産税</u>にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附</p>	<p>第12条 宅地等に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税</u>の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5 _____を乗じて得た額を加算した額 _____(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附</p>

現行	改正案
<p>則第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p>	<p>則第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p>
<p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>	<p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>
<p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>	<p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>
<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税</p>	<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税</p>

現行	改正案
<p>について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p>	<p>について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p>
<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p>	<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p>
<p>第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3(法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定を適用しない。 (農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p>	<p>第12条の2 地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第21条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3(法附則第21条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定を適用しない。 (農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p>
<p>第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資</p>	<p>第13条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額( )に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額( )を当該農地に係る当該年度分の固定資</p>

現行	改正案
<p>産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>	<p>産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>
<p style="text-align: center;">略</p>	<p style="text-align: center;">略</p>
<p>（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例）</p>	<p>（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例）</p>
<p>第14条 略</p>	<p>第14条 略</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>4 令和2年度分の固定資産税について奈良市税条例の一部を改正する条例</p>	
<p>（令和3年奈良市条例第20号）による改正前の奈良市税条例（以下「令和3年改正前の条例」という。）附則第14条第3項において準用する同条第1項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和3年改正前の条例附則第14条第3項において準用する同条第1項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。</p>	
<p>第15条 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定め</p>	<p>第15条 市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額</p> <p>（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定め</p>

現行	改正案
<p>る率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。</p>	<p>る率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。</p>
<p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分_____の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>(固定資産税の免税点の適用に関する特例)</p>	<p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>(固定資産税の免税点の適用に関する特例)</p>
<p>第18条 附則第12条、第13条、第14条又は第15条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第69条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第12条、第13条又は第15条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第14条の規定の適用を受ける市街化区域農地(附則第15条の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)については附則第14条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第4項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p>	<p>第18条 附則第12条、第13条、第14条又は第15条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第69条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第12条、第13条又は第15条の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第14条の規定の適用を受ける市街化区域農地(附則第15条の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。)については附則第14条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)_____に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p>
<p>第19条 附則第12条の規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2、法附則第15条又は</p>	<p>第19条 附則第12条の規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2、法附則第15条又は</p>

現行	改正案
<p>法附則第15条の3の規定の適用がある宅地等を除く。) に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第133条第1号及び第136条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条に規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第133条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 略 （上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第23条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1）～（4） 略</p> <p>（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第24条 略</p> <p>2 略</p>	<p>法附則第15条の3の規定の適用がある宅地等を除く。) に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第133条第1号及び第136条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条に規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第133条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>3～5 略 （上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第23条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1）～（4） 略 （5） <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第23条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）</p> <p>第24条 略</p> <p>2 略</p>

現行	改正案
<p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略</p> <p>4 略 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第28条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第28条の2 略</p>	<p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第24条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>4 略 (長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第25条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第28条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第28条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第28条の2 略</p>

現行	改正案
<p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第28条の3 略</p>	<p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第28条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第28条の3 略</p>
<p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第28条の3の2 略</p>	<p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第28条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第28条の3の2 略</p>
<p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p>	<p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第28条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>3・4 略</p>
<p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略</p>	<p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得</u></p>

現行	改正案
<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第28条の3の3 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>6 略</p> <p>(法附則第15条第32項の条例で定める割合)</p>	<p><u>割の額並びに附則第28条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第28条の3の3 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第28条の3の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>3・4 略</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第28条の3の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>6 略</p> <p>(法附則第15条第37項の条例で定める割合)</p>
<p>第28条の9 <u>法附則第15条第32項に規定する都市計画税に係る市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</u></p> <p>(法附則第15条第38項の条例で定める割合)</p> <p>第28条の10 <u>法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u></p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>	<p>第28条の9 <u>法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u></p> <p>(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>
<p>第29条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税</p>	<p>第29条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税</p>

現行	改正案
<p>の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>	<p>の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5 _____ を乗じて得た額を加算した額 _____（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>
<p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分 _____ の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>
<p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分 _____ の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第</p>	<p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第</p>

現行	改正案
<p>349条の3（第18項を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>349条の3（第18項を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>
<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p>	<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p>
<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p>	<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p>
<p>第29条の2 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しない。 （農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p>	<p>第29条の2 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しない。 （農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p>

現行	改正案
<p>第30条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 300px; margin: 0 auto; text-align: center;">略</div>	<p>第30条 農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額_____）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額_____を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 300px; margin: 0 auto; text-align: center;">略</div>
<p>（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）</p>	<p>（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）</p>
<p>第31条 略</p>	<p>第31条 略</p>
<p>第32条 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第14条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額</p>	<p>第32条 市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第14条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額_____（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額</p>

現行	改正案
<p>とした場合における都市計画税額（以下この条において「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分_____の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）</p> <p>第33条・第34条 略</p> <p>第35条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第159条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条、第15条の3若しくは第63条」とする。</p>	<p>とした場合における都市計画税額（以下この条において「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）</p> <p>第33条・第34条 略</p> <p>第35条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第159条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条、第15条の3若しくは第63条」とする。</p>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）</li> <li>・ 地方自治法の一部を改正する法律（会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給関係）の運用について（通知）（令和5年6月9日付総行給第29号、総行女第12号総務省自治行政局公務員部長通知）</li> <li>・ 奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和5年奈良市条例第36号）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	1. 育児休業をしている会計年度任用職員について、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある場合には、勤勉手当を支給することとする。（第7条関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の法律改正による会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴い、育児休業をしている会計年度任用職員への支給要件に関して所要の改正を行うもの。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	総合政策部 人事課

## 奈良市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 奈良市一般職の職員の給与に関する条例第25条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員 <u>(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)</u> のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、育児休業法第4条第2項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 奈良市一般職の職員の給与に関する条例第25条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員 _____ のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、育児休業法第4条第2項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市税条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）</li> <li>・ 市（町・村）税条例（例）等の一部改正について（令和6年4月1日付総税市第34号総務省自治税務局長通知）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1. 個人市民税に係る事項</p> <p>公益法人及び公益信託制度改革の実施により、公益信託の対象及び範囲が拡大したことに伴い、税制上の優遇措置を講じるため、所得税法の改正が行われた。この改正に基づき、所要の規定の整備を行う。（第24条の2、附則第4条の2関係）</p> <p>2. 固定資産税に係る事項</p> <p>新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置について、マンション管理組合の管理者等から市長に必要書類等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該認定長期優良住宅の区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用することができることとする規定を新設する。（附則第10条の3関係）</p> <p>3. 個人市民税及び固定資産税に係る事項</p> <p>減免の適用を受けようとする者は申告書を提出しなければならないが、能登半島地震の発生等を踏まえ、被災前の備えとしてあらかじめ職権による減免を可能とする規定を追加する。（第47条、第79条関係）</p> <p>4. その他左記の法律改正に伴う所要の規定の整理を行う。</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</li> </ul>	所管部課	総務部 市民税課、資産税課
5 施行期日	公布の日、令和7年4月1日、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日		

## 奈良市税条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第22条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、市長が別に定めるもの</p> <p>ア～ク 略</p> <p>ケ <u>所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</u></p> <p>コ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(市民税の減免)</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第24条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金_____を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第22条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金_____のうち、市長が別に定めるもの</p> <p>ア～ク 略</p> <p>ケ <u>所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</u></p> <p>コ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>(市民税の減免)</p>
<p>第47条 略</p> <p>2 前項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 第1項の規定によつて市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場</p>	<p>第47条 略</p> <p>2 前項の規定により 市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 第1項の規定により 市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場</p>

現行	改正案
<p>合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第61条 略</p> <p>第62条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第64条第4項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>合には_____、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第61条 略</p> <p>第62条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第152条第5項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p>

現行	改正案
<p>(固定資産税の減免)</p> <p>第79条 略</p> <p>2 前項の規定によつて固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、前項第2号の規定により前年度において減免を受けた者で、当該年度において引き続きその減免事由に変更がないと市長が確認できる場合</p>	<p>(固定資産税の減免)</p> <p>第79条 略</p> <p>2 前項の規定により 固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、前項第2号の規定により前年度において減免を受けた者で、当該年度において引き続きその減免事由に変更がないと市長が確認できる場合又は市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p>
<p>_____は、この限りでない。</p>	<p>_____は、この限りでない。</p>
<p>(1)～(5) 略</p>	<p>(1)～(5) 略</p>
<p>3 第1項の規定によつて固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(事業所税に係る不足税額等の納付手続)</p>	<p>3 第1項の規定により 固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(事業所税に係る不足税額等の納付手続)</p>
<p>第158条 事業所税の納税義務者は、法第701条の58第4項、第701条の61第6項又は第701条の62第5項の規定による通知書を受けた場合においては、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに納付書によつて納付しなければならない。</p>	<p>第158条 事業所税の納税義務者は、法第701条の58第4項、第701条の61第7項又は第701条の62第5項の規定による通知書を受けた場合においては、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに納付書によつて納付しなければならない。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>附 則</p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p>	<p>附 則</p> <p>(納期限の延長に係る延滞金の特例)</p>
<p>第4条 略</p>	<p>第4条 略</p>
<p>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</p>	
<p>第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)</p>	

現行	改正案
<p><u>を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</u></p> <p>（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3～6 略</p> <p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類</u>を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>（1）～（7） 略</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、</p>	<p>（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。</u></p> <p>4～7 略</p> <p>8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類</u>を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>（1）～（7） 略</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、</p>

現行	改正案
<p>次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第9項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第10項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p>
<p>9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第10項各号</u>に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第11項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p>
<p>10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第11項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第12項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p>
<p>11 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第16項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第17項各号</u>に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p>
<p>12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第17項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規</p>	<p>13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第18項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規</p>

現行	改正案
<p>定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p>	<p>定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p>

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）第4条による国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正</li> <li>・国民健康保険条例参考例等の送付について（令和6年1月30日付厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	1. 退職被保険者等の経過措置等に係る規定を削る。（第8条の3から第10条まで、第12条から第12条の7まで、第15条、第16条、第16条の3、第16条の4関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の法律の一部改正に伴い、退職被保険者等の経過措置等に係る規定を削除するもの。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	福祉部 国保年金課

奈良市国民健康保険条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p>	<p>(基礎賦課総額)</p>
<p>第8条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第16条、第16条の3及び第16条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p>	<p>第8条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第16条、第16条の3及び第16条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p>
<p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p>	<p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p>
<p>ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額</p>	<p>ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額</p>
<p>イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護</p>	<p>イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護</p>

現行	改正案
<p>納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額            ウ～オ 略</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額</p>	<p>納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額            ウ～オ 略</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額( _____ )</p> <p>_____ 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。) _____ を除く。)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金 _____ の額</p>

現行	改正案
<p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（<u>法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。</u>）の額</p>	<p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（<u>法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金</u></p>
<p>(3) 略 (<u>一般被保険者に係る基礎賦課額</u>)</p>	<p>(3) 略 (<u>基礎賦課額</u>)</p>
<p>第9条 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額とする。</u> (<u>一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定</u>)</p>	<p>第9条 保険料の賦課額のうち<u>基礎賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額</u> <u>の合計額とする。</u> (<u>基礎賦課額の所得割額の算定</u>)</p>
<p>第10条 前条の所得割額は、<u>一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の</u></p>	<p>第10条 前条の所得割額は、<u>被保険者</u>に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の</p>

現行	改正案
<p>4 第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第16条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第16条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第12条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>	<p>4 第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第16条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第16条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第12条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>
2 略	2 略
(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)	(基礎賦課額の保険料率)
第12条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。	第12条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

現行	改正案
<p>(1) 所得割 <u>一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の50に相当する額</u>を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 <u>一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の35に相当する額</u>を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における<u>一般被保険者の数等</u>を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 <u>一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の15に相当する額</u>を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における<u>一般被保険者が属する世帯の数等</u>を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する<u>一般被保険者が属する世帯</u>であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する<u>一般被保険者が属する世帯</u>であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p>	<p>(1) 所得割 _____<u>基礎賦課総額の100分の50に相当する額</u>を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p> <p>(2) 被保険者均等割 _____<u>基礎賦課総額の100分の35に相当する額</u>を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における<u>被保険者の数等</u>を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 _____<u>基礎賦課総額の100分の15に相当する額</u>を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における<u>被保険者が属する世帯の数等</u>を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する<u>被保険者が属する世帯</u>であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する<u>被保険者が属する世帯</u>であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p>
<p>イ・ウ 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>イ・ウ 略</p> <p>2・3 略</p>

現行	改正案
<p><u>(退職被保険者等に係る基礎賦課額)</u></p> <p>第12条の2 <u>保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。</u></p> <p><u>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</u></p> <p>第12条の3 <u>前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第12条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u></p> <p>第12条の4 <u>削除</u></p> <p><u>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)</u></p> <p>第12条の5 <u>第12条の2の被保険者均等割額は、第12条の規定により算定した額と同額とする。</u></p> <p><u>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)</u></p> <p>第12条の5の2 <u>第12条の2の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第12条第1項第3号アに定めるところにより算定した額</u></p> <p>(2) <u>特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第12条第1項第3号イに定めるところにより算定した額</u></p> <p>(3) <u>特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第12条第1項第3号ウに定めるところにより算定した額</u></p> <p><u>(基礎賦課限度額)</u></p>	<p>第12条の2から第12条の5まで <u>削除</u></p> <p><u>(基礎賦課限度額)</u></p>

現行	改正案
<p>第12条の6 第9条又は第12条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の基礎賦課額と第12条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条第1項において同じ。）は、65万円を超えることができない。</p>	<p>第12条の6 第9条の基礎賦課額は、65万円を超えることができない。</p>
<p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）</p>	<p>（_____後期高齢者支援金等賦課総額）</p>
<p>第12条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第16条、第16条の3及び第16条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p>	<p>第12条の6の2 保険料の賦課額のうち_____後期高齢者支援金等賦課額（第16条、第16条の3及び第16条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p>
<p>（1）当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）</p>	<p>（1）当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分_____に限る。次号において同じ。）</p>
<p>（2）当該年度における次に掲げる額の合算額                      ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額                      イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の</p>	<p>（2）当該年度における次に掲げる額の合算額                      ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額                      イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（_____）</p>



現行	改正案
<p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 <u>一般被保険者に係る後期高齢者</u> 支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における<u>一般被保険者が</u>属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>2・3 略</p> <p><u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)</u></p>	<p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 _____後期高齢者 支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における<u>被保険者が</u> 属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>2・3 略</p>
<p><u>第12条の6の6 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支</u>援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。</p>	<p><u>第12条の6の6から第12条の6の9まで</u> 削除</p>
<p><u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)</u></p> <p><u>第12条の6の7 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総</u>所得金額等に、第12条の6の5の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p><u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)</u></p>	
<p><u>第12条の6の8 第12条の6の6の被保険者均等割額は、第12条の6の5の</u>規定により算定した額と同額とする。</p> <p><u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)</u></p>	
<p><u>第12条の6の9 第12条の6の6の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世</u>帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯</u> 第12条の6の5第1項第</p>	

現行	改正案
<p><u>3号アに定めるところにより算定した額</u></p> <p>(2) <u>特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)</u> 第12条の6の5第1項第3号イに定めるところにより算定した額</p> <p>(3) <u>特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)</u> 第12条の6の5第1項第3号ウに定めるところにより算定した額</p> <p><u>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</u></p>	<p><u>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</u></p>
<p>第12条の6の10 <u>第12条の6の3又は第12条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第12条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条第1項において同じ。)</u>は、22万円を超えることができない。</p> <p><u>(介護納付金賦課総額)</u></p>	<p>第12条の6の10 <u>第12条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額は、22万円を超えることができない。</u></p> <p><u>(介護納付金賦課総額)</u></p>
<p>第12条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第16条及び第16条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p>	<p>第12条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第16条及び第16条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。ただし、第21条第1項の規定による保険料の減免を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p>



現行	改正案
<p>3 第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第16条の4第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日若しくは特例対象被保険者等となつた若しくは特例対象被保険者等ではなくなつた日の属する月から、月割をもつて行う。</p>	<p>3 第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第16条の4第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日若しくは特例対象被保険者等となつた_____日の属する月から、月割をもつて行う。</p>
<p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第9条、第12条の2、第12条の6の3若しくは第12条の6の6の額若しくは第12条の8の額又は次条第1項各号に定める額、第16条の3第1項に定める第12条若しくは第12条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第16条の3第4項第1号に定める額、第16条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</p> <p>（低所得者の保険料の減額）</p>	<p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第9条若しくは_____第12条の6の3_____の額若しくは第12条の8の額又は次条第1項各号に定める額、第16条の3第1項に定める第12条_____の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第16条の3第4項第1号に定める額、第16条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</p> <p>（低所得者の保険料の減額）</p>
<p>第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。</p>	<p>第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条_____の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。</p>

現行	改正案
<p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の6の3又は第12条の6の6」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の5」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の11」と読み替えるものとする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第16条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条又は第12条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第12条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第12条の5」とあるのは「第12条の6の5又は第12条の6の8」と、「第12条第2項」とあるのは「第12条の6の5第2項」と、第2項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の6の5第3項」と読み替えるものとする。</p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条_____」とあるのは「第12条の6の3_____」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の5」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条_____」とあるのは「第12条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の11」と読み替えるものとする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第16条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条_____の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第12条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条_____」とあるのは「第12条の6の5_____」と_____、第2項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の6の5第3項」と読み替えるものとする。</p>

現行	改正案
<p>4 当該年度において、第16条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 第12条又は第12条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第16条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第12条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額</p> <p>(2) 略</p>	<p>4 当該年度において、第16条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 第12条_____の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第16条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（第12条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額</p> <p>(2) 略</p>
<p>5 略</p>	<p>5 略</p>
<p>6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第12条の5」とあるのは「第12条の6の5又は第12条の6の8」と、「第12条第2項」とあるのは「第12条の6の5第2項」と、第5項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の6の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p>	<p>6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条_____」とあるのは「第12条の6の5_____」と_____、第5項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の6の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p>
<p>第16条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>第16条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条_____の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。</p> <p>(1)・(2) 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援</p>	<p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援</p>

現行	改正案
<p>金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の6の3又は第12条の6の6」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の5」と読み替えるものとする。</p>	<p>金等賦課額」と、「第9条_____」とあるのは「第12条の6の3_____」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の5」と読み替えるものとする。</p>
<p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の11」と読み替えるものとする。</p>	<p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条_____」とあるのは「第12条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の11」と読み替えるものとする。</p>
<p>5 当該年度において、第16条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>5 当該年度において、第16条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第9条_____の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>
<p>6 略</p>	<p>6 略</p>
<p>7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の6の3又は第12条の6の6」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の5」と読み替えるものとする。</p>	<p>7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条_____」とあるのは「第12条の6の3_____」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の5」と読み替えるものとする。</p>
<p>8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9</p>	<p>8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9</p>

現行	改正案
条又は第12条の2」とあるのは「第12条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第12条」とあるのは「第12条の11」と読み替えるものとする。	条_____」とあるのは「第12条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第12条」とあるのは「第12条の11」と読み替えるものとする。

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市体育施設条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 鴻ノ池陸上競技場主競技場の大型照明使用料を新たに設定する。（別表第4関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鴻ノ池陸上競技場主競技場に大型照明が設置されたことに伴い、大型照明使用料を新たに設定するため。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	市民部 スポーツ振興課

奈良市体育施設条例 新旧対照表

現行							改正案						
別表第4（第5条関係） 陸上競技場使用料							別表第4（第5条関係） 陸上競技場使用料						
区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	9：00	13：00	18：00	9：00	13：00	9：00		9：00	13：00	18：00	9：00	13：00	9：00
	～	～	～	～	～	～		～	～	～	～	～	～
	12：00	17：00	21：00	17：00	21：00	21：00		12：00	17：00	21：00	17：00	21：00	21：00
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
備考 1～4 略 5 主競技場（独占使用の場合に限る。）を <u>照明</u> を伴い使用する 場合の使用料は、当該使用料の額に30分（30分に満たないときは、 30分とみなす。）につき、次に掲げる額を加算した額とする。 (1)～(3) 略							備考 1～4 略 5 主競技場（独占使用の場合に限る。）を <u>小型照明</u> を伴い使用する 場合の使用料は、当該使用料の額に30分（30分に満たないときは、 30分とみなす。）につき、次に掲げる額を加算した額とする。 (1)～(3) 略 6 <u>主競技場（独占使用の場合に限る。）を大型照明を伴い使用する 場合の使用料は、当該使用料の額に30分（30分に満たないときは、 30分とみなす。）につき、次に掲げる額を加算した額とする。 ただし、入場料の類を徴収しない場合の使用料は、当該使用料の 額の2分の1に相当する額とする。</u> (1) <u>全部を点灯する場合</u> 53,000円 (2) <u>3分の2を点灯する場合</u> 35,000円 (3) <u>2分の1を点灯する場合</u> 26,000円 (4) <u>3分の1を点灯する場合</u> 17,000円						
6・7 略							7・8 略						

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市営住宅条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）附則第30条による配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の一部改正</li> <li>・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1. 左記の法律の一部改正に伴い、用語の整理を行う。（第6条関係）</p> <p>(1) 「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。</p> <p>(2) 「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。</p> <p>2. 引用条文の整理を行う。（第6条関係）</p>
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記の法律の一部改正により、婦人保護施設及び婦人相談所の名称が変更されたため所要の改正を行うほか、引用条文の整理を行うもの。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	都市整備部 住宅課

## 奈良市営住宅条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(入居者資格等)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(規則で定める親族に限る。以下この条及び第38条の2第1項において同じ。)があること。ただし、次に掲げる者にあつては、この限りでない。</p> <p>ア～キ 略</p> <p>ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で(ア)、(イ)又は(ウ)のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の一時保護、配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の<u>婦人保護施設</u>における保護又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項_____ (配偶者暴力防止等法第28条の2において_____読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(ウ) <u>婦人相談所等</u>による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書が発行されている者その他これに準ずると市長が認めた者</p>	<p>(入居者資格等)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(規則で定める親族に限る。以下この条及び第38条の2第1項において同じ。)があること。ただし、次に掲げる者にあつては、この限りでない。</p> <p>ア～キ 略</p> <p>ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で(ア)、(イ)又は(ウ)のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の一時保護、配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の<u>女性自立支援施設</u>における保護又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2 (配偶者暴力防止等法第28条の2において<u>これらの規定</u>を読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(ウ) <u>女性相談支援センター等</u>による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書が発行されている者その他これに準ずると市長が認めた者</p>

現行	改正案
(2)～(7) 略 2～9 略	(2)～(7) 略 2～9 略

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例																					
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和6年政令第28号）</li> </ul>	4 制定改廃の概要	<p>1. 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者に係る損害補償の補償基礎額の最低額を8,900円から9,100円に改定する。（第5条関係）</p> <p>2. 非常勤消防団員又は非常勤水防団員に係る損害補償の補償基礎額を改定する。（別表関係）</p> <p style="text-align: center;">補償基礎額表（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階 級</th> <th colspan="3">勤 務 年 数</th> </tr> <tr> <th>10 年未満</th> <th>10 年以上 20 年未満</th> <th>20 年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>円 12,500 (12,440)</td> <td>円 13,350 (13,320)</td> <td>円 14,200 (14,200)</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td>10,800 (10,670)</td> <td>11,650 (11,550)</td> <td>12,500 (12,440)</td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td>9,100 (8,900)</td> <td>9,950 (9,790)</td> <td>10,800 (10,670)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※（ ）内は現行</p>	階 級	勤 務 年 数			10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上	団長及び副団長	円 12,500 (12,440)	円 13,350 (13,320)	円 14,200 (14,200)	分団長及び副分団長	10,800 (10,670)	11,650 (11,550)	12,500 (12,440)	部長、班長及び団員	9,100 (8,900)	9,950 (9,790)	10,800 (10,670)
階 級	勤 務 年 数																					
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上																			
団長及び副団長	円 12,500 (12,440)	円 13,350 (13,320)	円 14,200 (14,200)																			
分団長及び副分団長	10,800 (10,670)	11,650 (11,550)	12,500 (12,440)																			
部長、班長及び団員	9,100 (8,900)	9,950 (9,790)	10,800 (10,670)																			
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の補償基礎額の改定を行うもの。</li> </ul>																					
5 施行期日	公布の日	所管部課	消防局 総務課																			

奈良市消防団員等公務災害補償条例 新旧対照表

現行	改正案																																														
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 略</p> <p>別表</p> <p style="text-align: center;">補償基礎額表（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td style="text-align: center;"><u>12,440</u></td> <td style="text-align: center;"><u>13,320</u></td> <td style="text-align: center;">14,200</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td style="text-align: center;"><u>10,670</u></td> <td style="text-align: center;"><u>11,550</u></td> <td style="text-align: center;"><u>12,440</u></td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td style="text-align: center;"><u>8,900</u></td> <td style="text-align: center;"><u>9,790</u></td> <td style="text-align: center;"><u>10,670</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上		円	円	円	団長及び副団長	<u>12,440</u>	<u>13,320</u>	14,200	分団長及び副分団長	<u>10,670</u>	<u>11,550</u>	<u>12,440</u>	部長、班長及び団員	<u>8,900</u>	<u>9,790</u>	<u>10,670</u>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となつた場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 略</p> <p>別表</p> <p style="text-align: center;">補償基礎額表（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td style="text-align: center;"><u>12,500</u></td> <td style="text-align: center;"><u>13,350</u></td> <td style="text-align: center;">14,200</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td style="text-align: center;"><u>10,800</u></td> <td style="text-align: center;"><u>11,650</u></td> <td style="text-align: center;"><u>12,500</u></td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td style="text-align: center;"><u>9,100</u></td> <td style="text-align: center;"><u>9,950</u></td> <td style="text-align: center;"><u>10,800</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上		円	円	円	団長及び副団長	<u>12,500</u>	<u>13,350</u>	14,200	分団長及び副分団長	<u>10,800</u>	<u>11,650</u>	<u>12,500</u>	部長、班長及び団員	<u>9,100</u>	<u>9,950</u>	<u>10,800</u>
階級		勤務年数																																													
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																												
	円	円	円																																												
団長及び副団長	<u>12,440</u>	<u>13,320</u>	14,200																																												
分団長及び副分団長	<u>10,670</u>	<u>11,550</u>	<u>12,440</u>																																												
部長、班長及び団員	<u>8,900</u>	<u>9,790</u>	<u>10,670</u>																																												
階級	勤務年数																																														
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																												
	円	円	円																																												
団長及び副団長	<u>12,500</u>	<u>13,350</u>	14,200																																												
分団長及び副分団長	<u>10,800</u>	<u>11,650</u>	<u>12,500</u>																																												
部長、班長及び団員	<u>9,100</u>	<u>9,950</u>	<u>10,800</u>																																												

現行	改正案
略	略

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等		4 制定改廃の概要	1. 奈良市公共下水道事業のうち、都市計画公共下水道事業の計画処理人口及び計画1日最大処理水量を改正する。(別表第2関係)
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共下水道の事業計画の変更に伴い、公共下水道事業のうち、都市計画公共下水道事業の計画処理人口及び計画1日最大処理水量を改めるため、所要の改正を行うもの。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	企業局 事業部 下水道事業課

奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表

現行				改正案					
別表第2 (第3条関係)				別表第2 (第3条関係)					
名称	計画処理区域		計画処理人口	計画1日最大処理水量	名称	計画処理区域		計画処理人口	計画1日最大処理水量
			人	立方メートル				人	立方メートル
奈良市公共下水道事業	都市計画公共下水道事業	下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により定められた事業計画に定める区域(月ヶ瀬尾山の一部、月ヶ瀬長引の一部、月ヶ瀬嵩の一部、月ヶ瀬月瀬の一部、月ヶ瀬桃香野の一部を除く。)	320,664	143,465	奈良市公共下水道事業	都市計画公共下水道事業	下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により定められた事業計画に定める区域(月ヶ瀬尾山の一部、月ヶ瀬長引の一部、月ヶ瀬嵩の一部、月ヶ瀬月瀬の一部、月ヶ瀬桃香野の一部を除く。)	319,564	143,155
	略	略	略	略		略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

## 条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）第3条による水道法（昭和32年法律第177号）の一部改正</li> <li>・生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和6年厚生労働省令第65号）第3条による水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）の一部改正</li> </ul>	4 制定改廃の概要	1. 「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。（第4条関係）
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の法律及び省令の一部改正により、水道整備及び水道管理行政の権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されたことに伴い、所要の規定の整理を行うため。</li> </ul>		
5 施行期日	公布の日	所管部課	企業局 経営部 企業総務課

## 奈良市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p> <p>2 略</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p> <p>2 略</p>